◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３２５号（H27. 11. 13）◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝８件（１１月６日～１１月１２日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）高速乗合バスの火災事故
（３）貸切バスの衝突事故
（４）法人タクシーと路面電車の衝突事故
（５）法人タクシーの死傷事故
（６）法人タクシーの衝突事故
（７）個人タクシーの死傷事故
（８）個人タクシーの火災事故
２．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて【ＮＥＷ】
３．運行管理者資格者証の交付等で提出される「住民票の写し」について【ＮＥＷ】
４．後退時等の安全確保の徹底について
５．事業用自動車の安全確保の徹底について
６．ＳＡＳ対策マニュアルを改訂しました！
７．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
８．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
９．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１０．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

（２）高速乗合バスの火災事故

１１月１２日（木）午後２時５０分頃、大阪府の国道において、徳島県に営業所を置く高速乗合バスが乗客１４名を乗せて運行中、火災事故が発生した。

この事故による負傷者はなし。

事故は、バスが走行中、運転者が車両前方のドア付近から煙が出ているのに気付き、路側帯に停車したところ、炎が出ていたため消火活動を行ったことにより鎮火した模様。

（３）貸切バスの衝突事故

１１月１２日（木）午前１１時０分頃、宮城県の高速自動車国道において、山形県に営業所を置く貸切バスが乗客２９名と添乗員１名を乗せて運行中、中央分離帯のガードレールに衝突した。

この事故により、乗客１名が重傷を負い、乗客４名が軽傷を負った。

原因は、車両の不具合に起因する疑いにより調査中であるとのこと。

（４）法人タクシーと路面電車の衝突事故

１１月６日（金）午前９時１０分頃、長崎県の国道において、同県に営業所置く法人タクシー（介護）が回送運行中、路面電車と衝突した。

この事故による負傷者はなし。

事故は、タクシーが店舗から本線へ右折進入するため軌道を横断しようとしたところ、青信号で発車した路面電車と衝突した模様。

（５）法人タクシーの死傷事故

１１月８日（日）午前０時３５分頃、福岡県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが回送運行中、道路を横断していた歩行者１名をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

事故は、タクシーが信号のない横断歩道において、横断中の歩行者に気付くのが遅れ、はねた模様。

（６）法人タクシーの衝突事故

１１月１１日（水）午後０時４０分頃、福岡県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、原動機付自転車（ミニバイク）と衝突した。

この事故により、ミニバイクの運転者が死亡した。

事故は、信号のない交差点において、停止線で一時停止せずに直進してきたミニバイクが、交差点を通過しようとしていたタクシーの右前方部に衝突した模様。

（７）個人タクシーの死傷事故

１１月１２日（木）午後９時２８分頃、東京都の都道において、都内に営業所

を置く個人タクシーが空車で運行中、歩行者１名をはねた。
　この事故により、歩行者が死亡した。
　事故は、横断歩道から１０ｍ程過ぎたところにおいて、タクシーが道路左側から飛び出してきた歩行者を避けきれず、はねた模様。

（８）個人タクシーの火災事故
　１１月１２日（木）午後１１時４５分頃、大分県の市道において、同県に営業所を置く個人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、火災事故が発生した。
　この事故による負傷者はなし。
　事故は、タクシーが走行中、車両前部から煙が発生していることに気付き、乗客を降車させて車両を点検したところ、車両右側のヘッドライト付近から出火した模様。

上記８件の死傷者数計：死亡３名、重傷２名、軽傷４名（速報値）

◇◇◇

奈川県平塚市）の報告書において、事業者の運行管理及び運転者教育等に係る対策として提言のあった主な再発防止策について、次のとおりお知らせします。

１．貸切バスの追突事故（神奈川県平塚市）

（１）運転者の健康管理の徹底

・事業者において、法令に定められた定期健康診断及び雇入れ時の健康診断を実施することや、運転者の過去の病歴等を的確に把握することが事故防止には重要である。

・また、診断結果に医師の所見がある場合には、治療・服薬の必要性を確認し、運転に支障がないか医師の判断を受けることが必要であり、次のとおり、診断に沿った対応を速やかに行うことが事故防止には重要である。

①　医師から乗務の可否及び配慮すべき事項を聴取し、その所見に基づき、適切に対応するとともに、運転者の健康状態を考慮した乗務計画を策定すること。

②　再検査の指摘があった場合は、速やかに受診させるとともに、その後をフォローすること。

③　定期的に面談するなど日常的にコミュニケーションを図ることにより、運転者の健康状態の把握に努めること。

④　運転者が自身の健康状態について気軽に相談できる環境作りに努めること。

（２）運転者への指導

・事業者は、運転者に対して、次の事項について継続的に指導をすることが必要である。

①　走行中に体調異変が生じた場合には、輸送の安全を確保する観点から、次の休憩地点まで運転を強行しようとしたり、あるいは運行遅延に躊躇することなく、直ちに、車両を安全な場所に停止させること。

②　高速道路等において、やむを得ず車両を路肩に停止させる場合にあっては、非常信号用具を使用したり停止表示器材を表示するなど、安全上の措置を施すこと。

③　異常があった場合には、運行管理者に対し速やかに状況を報告し、指示を仰ぐこと。

④　乗客及び添乗員に対し、走行中は座席に座り、シートベルトを装着するように指導すること。

（３）適切な点呼及び運行指示

・運行管理者は運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、安全運行の確認、指示を適切に行うことが重要な責務であることを自覚する必要がある。

・また、遠隔地であっても電話等により点呼を確実に実施し、運転者の健康状態を把握することが事故防止を図る上で重要である。

・運行管理者は、運行計画を作成し、運転者に対し適切に運行指示をしなければ、事故を誘発する要因となることを自覚する必要がある。

＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋

上記は、貸切バスに係る事例でありますが、運転者の健康状態に起因する事故は業態を問わず共通した要因が含まれています。同種事故の一層の防止を図る観点から、バス事業関係者はもとより、トラック及びタクシー等事業関係者の方々におかれましても、これら再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000215.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【３．運行管理者資格者証の交付等で提出される「住民票の写し」について】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）、所謂「マイナンバー法」が平成２７年１０月５日に施行され、同日から住民票の写しに特定の個人を識別するための番号（以下「個人番号」という。）の記載が可能となったところです。

運行管理者資格者証の交付、訂正又は再交付の申請において提出される「住民票の写し」は、同法第１９条の規定を踏まえ、個人番号が記載されていないもの又は個人番号を判読・復元できない状態にしたものを提出されますようお願い致します。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【４．後退時等の安全確保の徹底について】

本年１０月３日、徳島県徳島市内の道路において、視覚に障害のある男性と盲導犬が、後退警報装置のスイッチをオフにしたまま後退してきたトラックにひかれて死亡する事故が発生しました。
事業用自動車の運行においては、車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等その構造上の特性を踏まえた上で、安全確保を徹底することが求められております。
運送事業関係者の皆様におかれましては、日頃より安全の確保に取り組んで頂いているところですが、今回のような事故を防止するため、下記の点を含めて、後退時等の安全確保を徹底していただきますよう、お願い致します。

記

１．運転者は、交通法規を遵守するとともに、進路変更、転回、後退等しようとするときは、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめること。

２．後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。
３．運送事業者は、運転者に対して車両の構造上の特性について理解させるとともに、危険の予測及び回避に必要な技能を習得させる等適正な指導及び監督を実施すること。

上記の内容は、平成２７年１０月１５日付け、国自安第１３３号、国自技第１６０号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

平成１５年３月に策定したマニュアル「睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）に注意しましょう」から１０年以上が経過し、ＳＡＳスクリーニング検査を実施する事業者は近年、増加の一途を辿っています。しかし、未だに事故後に初めて運転者のＳＡＳが発覚するというようなケースも後を絶たず、ＳＡＳスクリーニング検査の実施は決して浸透したとは言い切れません。ＳＡＳスクリーニング検査は、平成２６年４月に改訂された「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の中での「推奨検査」とされており、更なるＳＡＳスクリーニング検査の周知と、適切な治療が強く望まれます。

その一方、１０年以上を経て、ＳＡＳスクリーニング検査後の職場内での運用等において、管理者が手探りで模索している状況も見受けられています。

本マニュアル改訂版では、「ＳＡＳ対策は難しい」と捉えて、なかなか検査に踏み切ることができない、検査はしたもののフォローができていない、乗務可否判断が難しいなど、事業者が感じている対応面での懸念を踏まえて、ＳＡＳスクリーニング検査の実施前（準備）から実施後（フォロー・活用）までの対応について、一連の流れを具体的に示しました。

本マニュアルを指針として、運輸業界において、ＳＡＳスクリーニング検査が更に普及するとともに、適切な治療がなされることによって、「安全と健康」が一層向上するよう、平成２７年８月２７日付けで関係団体あて通知しました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000210.html

◇◇◇

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

７０）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

◇◇◇

・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

◆◆◆